

## 平成 29 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計予算

平成 29 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 226,772 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		600
	1 分担金	600
2 使用料及び手数料		67,187
	1 使用料	67,147
	2 手数料	40
3 県支出金		8,000
	1 県補助金	8,000
4 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
5 繰入金		110,481
	1 他会計繰入金	110,481
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		502
	1 預金利子	1
	2 雑入	501
8 市債		39,000
	1 市債	39,000
歳入合計		226,772

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		31,268
	1 総務管理費	31,268
2 事業費		67,608
	1 維持管理費	67,608
3 公債費		126,896
	1 公債費	126,896
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	226,772

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 本 費 平 準 化 債	39,000	証書借入	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。